

第2類医薬品

しょうせいりゅうとう

阪本漢法の小青竜湯

エキス顆粒

眠くなる成分は入っていません

鼻炎、アレルギー性鼻炎、
花粉症、感冒、気管支炎、むくみ

満量処方

日本薬局方 小青竜湯エキスの
1日最大量27gの生薬から
抽出して得られたエキスを
全量配合した顆粒剤

【保管及び取扱い上の注意】

- (1) 直射日光の当たらない湿気の少ない涼しい所に保管してください。
- (2) 小児の手の届かない所に保管してください。
- (3) 他の容器に入れ替えないでください。
(誤用の原因になったり品質が変わります。)
- (4) 1包を分割した残りを服用する時は、袋の口を折り返して保管し、速やかに服用してください。
- (5) 使用期限を過ぎた製品は服用しないでください。

【お客様相談室】 ☎ 06-6423-0565
(祝日を除く月～金曜日10:00～17:00)

【製造販売元】 株式会社 阪本漢法製薬
兵庫県尼崎市名神町1-5-12

副作用被害救済制度 ☎ 0120-149-931

エキス顆粒

しょうせい
りゅうとう

小青竜湯

阪本漢法の

満量
処方

セルフメディケーション
税 控除 対象

12包

第2類医薬品

眠くなる成分は入っていません

鼻炎、アレルギー性鼻炎、
花粉症、感冒、気管支炎、むくみ



4 987076 627026

製造番号

使用期限



袋:PE、金属



箱

漢方製剤

第2類医薬品

この箱は本剤とともに保管し、
服用の際にはよくお読みください。

【販売名】 阪本漢法の小青竜湯エキス顆粒

【効能・効果】

体力中等度又はやや虚弱で、うすい水様のたんを伴うせきや
鼻水が出るものの次の諸症：気管支炎、気管支ぜんそく、
鼻炎、アレルギー性鼻炎、むくみ、感冒、花粉症

【用法・用量】 1日3回食前又は食間に服用してください。

年 齢	1 回 量	1 日 服 用 回 数
成人 (15歳以上)	1 包	3回
7歳以上 15歳未満	2/3 包	
4歳以上 7歳未満	1/2 包	
2歳以上 4歳未満	1/3 包	
2歳未満	1/4 包	

※食間とは食後 2～3 時間を指します。

※水かお湯で服用してください。

<用法・用量に関連する注意>

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督の
もとに服用させてください。

(2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを
優先し、やむを得ない場合にのみ服用させてください。

【成分・分量】

成人1日量3包(1包3g)中 日局 小青竜湯エキス 4.22g

成 分	分 量	成 分	分 量
日局 マオウ	3g	日局 ケイヒ	3g
日局 シャクヤク	3g	日局 サイシン	3g
日局 カンキョウ	3g	日局 ゴミシ	3g
日局 カンソウ	3g	日局 ハンゲ	6g

より製した乾燥エキス

添加物：乳糖水和物、結晶セルロース、ステアリン酸マグネシウム

※本剤は天然物(生薬)のエキスをを用いていますので、
顆粒の色調等が多少異なることがあります。

押して開ける

△使用上の注意

☒ **してはいけないこと**
(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)
次の人は服用しないこと 生後3ヵ月未満の乳児

☒ **相談すること**

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
(1) 医師の治療を受けている人(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人(3) 体の虚弱な人
(体力の衰えている人、体の弱い人)(4) 胃腸の弱い人(5) 発汗傾向の著しい人(6) 高齢者
(7) 今までに薬などにより発疹・発赤、かゆみ等を起こしたことがある人(8) 次の症状の
ある人：むくみ、排尿困難(9) 次の診断を受けた人：高血圧、心臓病、腎臓病、甲状腺機能障害
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに
服用を中止し、この箱を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気、食欲不振、胃部不快感

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の
診療を受けること。

症状の名称	症 状
間質性肺炎	階段を上ったり、少し無理をしたりとすると息切れがする・息苦しくなる、 空せき、発熱等がみられ、これらが急にあらわれたり、持続したりする。
偽アルドステロン症、 ミオパシー	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、 脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
肝機能障害	発熱、かゆみ、発疹、黄疸(皮膚や白目が黄色くなる)、 褐色尿、全身のだるさ、食欲不振等があらわれる。

3. 1ヵ月位 (感冒に服用する場合には5～6日間) 服用しても症状がよくな
らない場合は服用を中止し、この箱を持って医師、薬剤師又は登録販売者に
相談すること
4. 長期運用する場合には、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること